

家族に代わってあなたを支える
吉村行政書士事務所の
暮らし丸ごとサポート



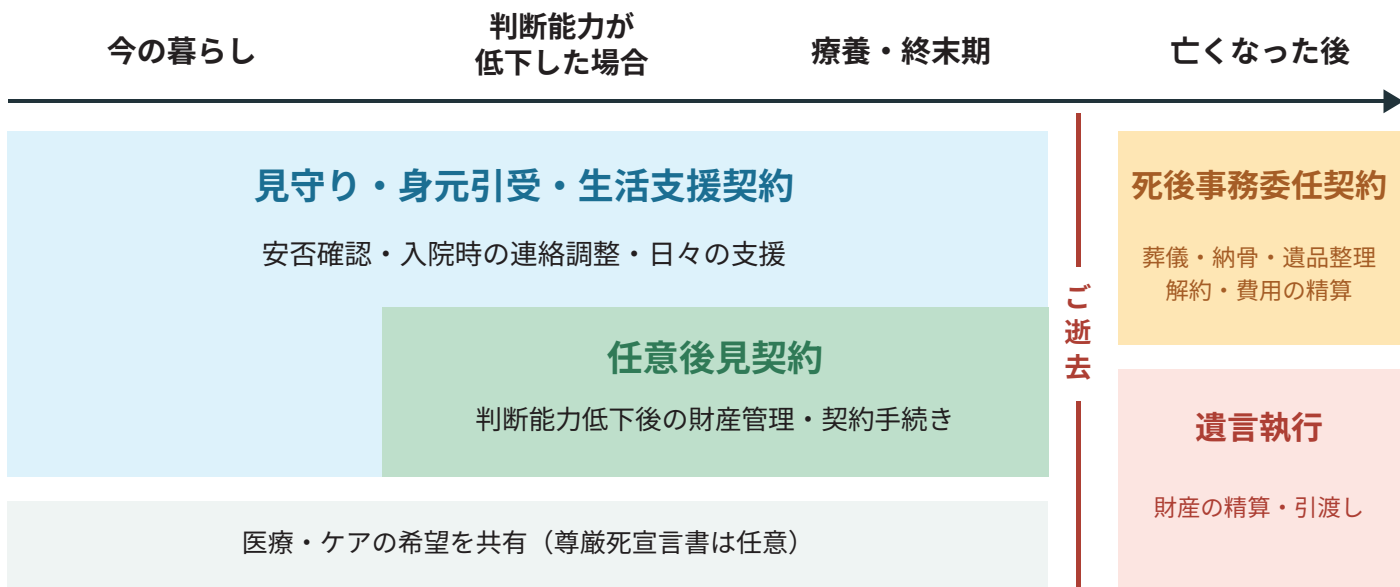
葬儀・納骨から、暮らしの後片付けまで。
死後事務委任契約を中心に、生前からあなたを支えます。



吉村行政書士事務所

死後事務委任契約を軸に、生前から備える

契約・遺言は、ご自身で内容を理解して判断できるうちに準備します。



※人生の経過は人それぞれです。任意後見を開始せず、見守り・生活支援が亡くなるまで続く場合もあります。
※任意後見は監督人選任時に開始します。その際に生前の委任契約は終了し、支援の根拠と報酬が切り替わります。認知症の診断だけでは始まりません。

死後事務委任契約が、サポートの柱です

亡くなった後に必要となる、葬儀・納骨、遺品整理、契約の解約、未払い費用の精算などを、生前に決めた内容に沿ってお引き受けします。生前の見守りや任意後見も、いざというときに支援がつながるよう組み合わせることで備えます。



葬送の希望と、暮らしの後片付けを準備

葬儀の形式・規模、納骨・散骨の方法、連絡する方、形見分けなどを確認します。契約先・料金・支払方法、デジタル機器の取扱いも整理し、必要な費用を見積もります。

当事務所が窓口となり、葬儀社・病院・施設・家主・整理業者などと連絡・調整します。遺言執行と連動し、費用の精算と財産の引渡しまで進めます。

資料や契約情報の提供にご協力ください。把握できていない契約は、手続き漏れの原因になります。家族・寺院等との行き違いを防ぐため、生前の相談・意向確認も大切です。

死亡届は、任意後見人・任意後見受任者、またはご協力いただける親族等の資格を確認して届け出ます。死後事務委任契約だけで、届出人の資格が生じるものではありません。

お引き受けする手続きと報酬

必要な手続きの種類・件数を組み合わせて算定します。金額は税込みです。

手続き・主な内容	報酬
死亡直後（当日）の緊急対応 現地対応、搬送・葬儀手配、関係者連絡、届出等、居室内私物整理	150,000円
葬儀・火葬に関する手続き 喪主として葬儀・火葬を執り行い、収骨	100,000円
納骨・散骨に関する手続き 墓地・納骨堂への納骨、海洋散骨の手配・実施	100,000円
資格証明書等の返納 運転免許証・パスポート等、発行機関に必要な返納を確認	1件10,000円
勤務先への連絡・退職に伴う手続き 勤務先との調整、貸与品の返却等	50,000円
入院費・施設利用料の精算 費用の精算、入居契約の解約等	1件20,000円
賃貸借契約の解約・住居引渡しまでの管理 鍵・家賃・敷金、付随する火災保険・家賃保証契約の解約を含む	1件50,000円
住居内の遺品整理 業者の手配、貴重品選別・形見分け。データ処分は機器の状態等に応じ対応	1件50,000円
公共サービス等の解約・精算 電気・ガス・水道・電話・ネット・新聞・カード、団体退会等	1契約20,000円
住民税・固定資産税等の納税 納付書等により確認した未払税金の支払い	1税目20,000円
サブスクリプション契約の解約 動画・音楽配信等。ID・パスワード等の共有方法を事前確認	1契約10,000円
関係者への死亡通知・郵送停止依頼 葬儀参列案内の方を除く。DM・カタログ等の停止も対応	1件1,000円
ペットの里親探し・終身飼育施設への引渡し ご指定の方・保護団体等との調整。受入先・条件を生前に確認	50,000円

- ・居住エリア外等での死亡直後対応は国内50,000円、海外200,000円を加算。
- ・納骨・散骨と併せた墓じまい・改葬は1件100,000円を加算。
- ・駐車場・駐輪場の契約解約は1件20,000円。所得税・相続税の申告は対象外。

葬儀・納骨・散骨・墓じまい・遺品整理の事業者費用、未払料金、ペットの飼育料・引取料等の実費は別途必要です。報酬は全手続き完了時に受領し、実際の種類・件数・支出に基づいて精算します。見積りと最終額が異なる場合があります。

死後事務委任契約と連動する遺言執行

遺言は、財産を誰に、どのように引き継ぐかを定めるものです。遺言執行者として、その内容を実現するための財産の調査・管理・引渡しを行います。

死後事務委任契約に基づく手続きにも、財産の管理・処分や金銭の受領に関わるものがあります。



死後事務委任契約の受任者・遺言執行者、それぞれの立場と権限を確認し、契約内容と遺言事項を連動させて備えます。

葬送の手続きと、財産の手続きを並行して進める

死後事務委任契約に基づき、葬儀・納骨・住まいの明渡し等を進めます。遺言執行では、戸籍による相続人の確定、就任・遺言内容の通知、財産目録の作成・交付、金融機関の手続きを行います。

敷金・解約返金の受領、遺品整理で見つかった現金や貴重品、家財の処分などは両方に関わります。必要な権限と費用の負担方法を、契約・遺言であらかじめ整えます。

ご家族、お世話になった方、寄付先へ

必要な支払いと精算を済ませ、残った財産を遺言の指定先へ引き渡します。不動産をそのまま引き継ぐか、売却してお金で分けるかも含め、希望に沿って準備します。



遺言執行の報酬と財産の管理

報酬を計算する「算定基礎額」

遺産総額から、死後事務委任契約の執行費用（実費・報酬）を差し引いた額です。遺言執行報酬を差し引く前の金額で計算します。財産の評価方法等は契約前にご説明します。

算定基礎額	遺言執行報酬（税込み）
1,000万円以下	一律30万円
1,000万円超3,000万円以下	15万円＋算定基礎額の1.5%
3,000万円超5,000万円以下	21万円＋算定基礎額の1.3%
5,000万円超1億円以下	31万円＋算定基礎額の1.1%
1億円超3億円以下	66万円＋算定基礎額の0.75%
3億円超	126万円＋算定基礎額の0.55%

報酬は後払い。全手続きの終了に合わせて精算し、遺産から受領します。最低報酬30万円は将来の執行費用として準備するもので、契約時の前払金ではありません。

計算例：遺産総額が1,200万円の場合

計算の順序	金額
遺産総額	1,200万円
死後事務委任契約の執行費用（実費・報酬）	－200万円
遺言執行報酬の算定基礎額	1,000万円
遺言執行報酬	－30万円
指定先に引き渡す遺産	970万円

すべて金銭で、上記以外の費用・債務がないと仮定した説明用の例です。

遺産管理用口座で分けて管理し、収支を報告

払戻金・売却代金・遺産に属する返金等を集約し、当事務所や他のお客様の財産と分別管理します。入出金を記録し、費用・報酬を精算して残額を引き渡し、業務・収支を報告します。

戸籍・郵送・金融機関手数料、登記・売却費用、税務等の専門家費用は別途。死亡保険金・未支給年金等、受取人固有の権利となる金銭は遺産と区別します。

見守り・身元引受・生活支援

日々の安否確認から、入院・施設入所の連絡調整、支払いのお手伝いまで。ご自身の判断を基本に、必要な支援を組み合わせます。



日々の様子確かめる

公式LINEなどの安否確認ツールと、定期的な連絡・面談を組み合わせます。健康状態、通院先、暮らしの変化を伺い、必要な支援につなぎます。

入院・施設入所に備える

診察や入院の説明への同席、施設選びや契約時の打合せ、緊急連絡先・身元引受人の引受けを行います。病院・施設が求める役割と責任を確認して、引受ける範囲を決めます。



現金のお届け・利用料金の支払代行

体調や外出の負担で、窓口払いや振込みが難しいとき。支払先・金額を確認し、ご本人の資金で医療費・介護サービス等の利用料金や公共料金を支払います。必要に応じて生活費等の現金もお届けします。

医療・ケアの希望を伝える

療養する場所、大切にしたい暮らし、延命治療などの希望を整理し、医師・看護師・ケアマネジャー等と共有します。説明や話し合いへの同席を通じ、ご本人の意思決定を支えます。

尊厳死宣言書の作成は任意です。書面を作らない場合も希望の整理・共有を支援し、体調や気持ちの変化に合わせて見直します。

身元引受・緊急連絡先は、死後事務委任契約の受任と一体でお引き受けします。死亡時のご遺体の引取りや、その後の精算・明渡しまでつなぐためです。

身元引受や任意後見によって、医療行為への包括的な代理同意権が生じるわけではありません。宣言書も希望する治療の実現を保証するものではありません。

安否確認の方法と利用料金

公式LINE：朝7時に届くメッセージに返信

お昼12時までに「1：いつもと変わりありません」または
「2：事務所からの電話を希望します」と返信してください。

原則毎日配信（推奨）。希望により毎週月曜日のみの設定も可能です。

返信がない・異変の通知が届いたとき

外出・入院の予定を確認し、電話等で安否を確認します。連絡が取れない場合は、状況に応じて現地確認や警備会社・警察・救急等につながります。緊急性が高い場合は、途中の確認を待たずに対応します。

すべての異変を直ちに検知できるものではなく、即時の到着も保証できません。救急対応が必要なときは、当事務所の返信を待たず119番を優先してください。

返信の操作が難しい方にも

ハローライトの通信機能付き電球、ALSOKのセンサー等も選択肢です。何らかの安否確認の仕組みを準備し、通知先と、その後に誰が動くかを確認します。施設の見守りや既存の機器を活用できる場合もあります。

サービス	料金（税込み）
電話・メール等による定期連絡	無報酬
当事務所公式LINEの安否確認	月額300円
定期訪問・面談でのご相談	1回5,000円
通帳等の貴重品管理	月額5,000円
現金のお届け・各種利用料金等の支払代行	1回8,000円
緊急時の駆けつけ	1回10,000円
診察・入院・施設入所等への同席・同行	1回10,000円
緊急連絡先カードの発行	無料

LINEは1年分3,600円の前払制。電話・メール等の定期連絡は週1回を上限に相談。定期面談は月1回を上限、1回おおむね1時間以内を基本とし、別の委任事務のための面談には定期面談報酬を重ねて請求しません。

交通費・振込手数料、医療費・介護費・施設費、外部機器の購入・利用・訪問費用等は別途。複数の支払いをまとめる場合の回数・範囲、遠隔地や特別な事務は事前に確認します。

鍵の預託は任意。鍵・キーボックス・近隣協力者との連絡方法を相談します。無料の緊急連絡先カードは、財布等に入れて携帯してください（自動通報機能はありません）。

任意後見契約

「もしも」に備える、いわば暮らしと権利の保険

認知症などで判断能力が低下すると、お金の管理や入院・施設入所の契約が難しくなることがあります。火災保険で万一の大きな損失に備えるように、任意後見契約で暮らしと権利を守る準備をしておきます。

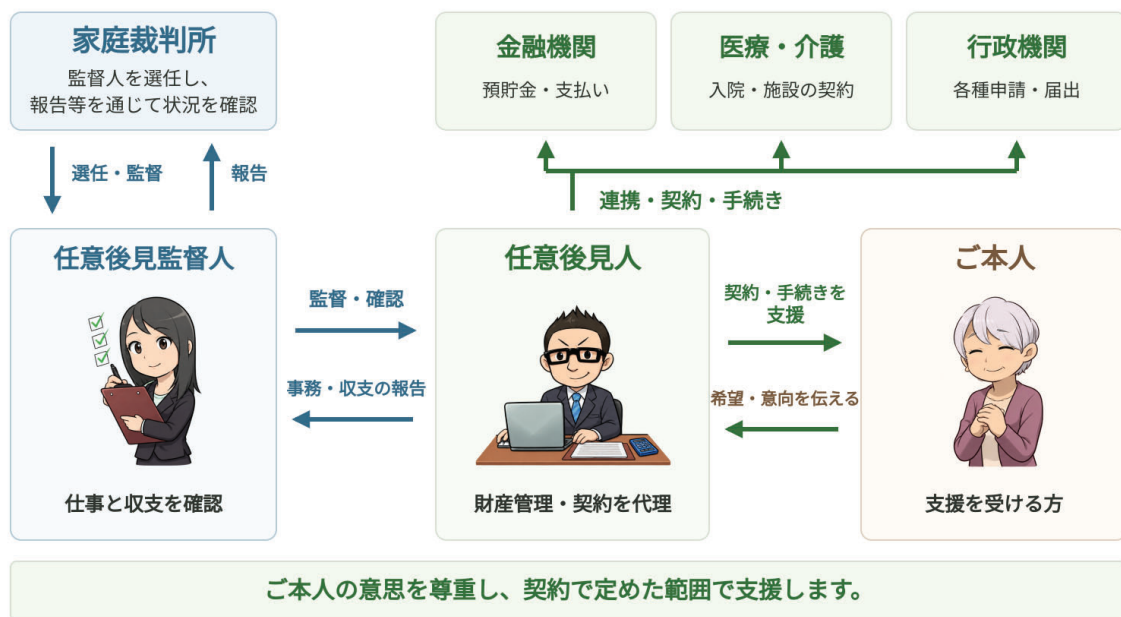
支援を任せる人と仕事の範囲を、判断能力が十分うちに公正証書で決めておきます。必要にならず、利用しないまま過ごすこともあります。

契約しただけでは、任意後見は始まりません

判断能力が不十分となり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から始まります。認知症の診断や要介護認定だけで、自動的に開始するものではありません。

任意後見で、暮らしと財産を支えるしくみ

ご本人の希望を大切に。支援と監督をつなぎます。



現行制度：家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、任意後見契約が発効します。

ご本人の意思と財産を、支援と監督で守ります

月1回を目安とした面接等で暮らし・健康状態を確認します。財産・収支・支援内容・費用等は、6か月ごとにご本人と任意後見監督人へ書面で報告し、監督人から求められた報告にも対応します。

支援できる範囲と、できないこと

ご本人の意思と利益を尊重し、代理権・必要性・各窓口の要件を確認して支援します。医療行為への同意、連帯保証、遺言・婚姻・離婚の代理、投機目的の運用は行いません。家事・身体介護は専門職が担当します。判断能力の低下を理由とする契約取消権はありません。

具体的なサポートと報酬

支援する仕事の範囲は、ご本人の希望を伺い、契約書で具体的に決めます。

お金と大切な書類の管理

- ・預貯金の管理、年金の受領
- ・生活費等の支払い、保険の請求
- ・通帳・印鑑・保険書類の保管

医療・介護・施設の契約

- ・診療・入退院・介護の契約
- ・施設の情報収集、入所契約
- ・医療費・施設利用料の支払い

住まいと日常の契約

- ・自宅の管理・修繕、賃貸借
- ・必要に応じた不動産の売却
- ・電気・ガス・電話等の変更・解約

行政手続きとマイナンバーカード

- ・年金・健康保険・介護保険の申請
- ・住民異動、戸籍・住民票の請求
- ・カードの申請・受領・登録変更

ご本人が相続人になったとき

遺産の受領・遺産分割等を、代理権の範囲で行います。利害が対立するときは、監督人等による適切な手続きで対応します。

専門家との連携が必要なとき

税務・登記・紛争は、税理士・司法書士・弁護士等につながります。必要な依頼や情報整理、費用の支払いを行います。

任意後見開始後の報酬（税込み）

管理する財産額	月額報酬
3,000万円未満	20,000円
3,000万円以上5,000万円未満	30,000円
5,000万円以上1億円未満	40,000円
1億円以上	50,000円

就任初月は20,000円を加算。下記の個別事務は1件20,000円を加算します。

- ①保険契約の締結・変更・解約、保険金の受領等
- ②税務申告、登記・供託の申請
- ③医療・入院・介護・福祉サービス・施設入所の契約等
- ④介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の申請・審査請求
- ⑤年金その他の公的給付の申請 ⑥住民登録の異動
- ⑦マイナンバーカードの発行・登録事項の変更・受領
- ⑧遺産受領・遺産分割等の相続手続き

加算の対象・件数は契約時に説明します。専門家への委任が必要な業務は、別途その報酬・費用がかかります。

任意後見監督人の報酬は別途必要です

家庭裁判所が決定します。通常はおおむね1年分の監督業務の後に申し立て、決定額をご本人の財産から支払います。当事務所の月額報酬等もご本人の財産からお支払いいただきます。申立費用・診断書代・必要な場合の鑑定費用、医療・介護・施設費等の実費は別途。契約準備の費用は10ページをご参照ください。

費用の全体像と、資金の準備

契約の準備・公正証書の作成

総額40万～50万円程度

内訳	目安（税込み）
当事務所の書類作成報酬	275,000円
公証役場の手数料	120,000～200,000円程度
その他の実費	出張交通費・資料収集費等

契約書・遺言書等をまとめて準備する場合の目安です。契約内容や財産額等で変動します。書類作成報酬は着手時100,000円、残額175,000円を公正証書作成時にお支払いいただきます。

将来、亡くなった後に使う執行費用

総額250万～300万円程度

死後事務委任契約と遺言執行の報酬は合計100万円前後。葬儀・納骨・家財整理・未払い費用等の実費は150万～200万円程度が目安です。

定額料金や上限額ではありません。葬送の方法、家財の量、家賃・入院費等によって増減します。

執行費用の事前預かり（預託金）はありません

原則として、ご本人名義の銀行口座で準備・管理していただきます。亡くなった後、遺言に基づく手続きで払戻しを受け、契約した事務に使用します。余った財産は遺言の指定先へ引き渡します。

生活費・医療費等で資金が減る可能性があります。払戻しにも時間がかかるため、準備額を保つ方法と、死亡直後の費用をどう支払うかを事前に確認します。

生命保険の活用は、保障期間・受取人・保険料・免責や失効・受領までの手続き等を確認して検討します。新規加入は提携保険代理店と連携してご案内できる場合があります。

支援を続けるための備え

吉村が対応できなくなった場合に備え、契約前に予備の受任者候補を交えた打合せを行います。実際の引継ぎには、候補者の状況や必要な契約手続き等の確認が必要です。

契約後の利用料金は各サービス欄をご参照ください。契約内容の変更には書類作成報酬33,000円のほか、公証役場手数料等が必要になる場合があります。

ご契約前の重要事項

お引き受けできない事項

法令・制度上の制約や、当事務所の受任方針によるものです。

- ① 相続人となるご親族に死後の通知・報告をしないこと
- ② 受任者が受遺者となること
- ③ 献体の実行
- ④ 野山等、日本国内での陸上散骨
- ⑤ 家墓の承継・管理及び家墓へのご遺骨の埋蔵
(納骨は、墓地の使用権者である親族の協力が得られる場合を除きます)
- ⑥ 所得税の準確定申告
- ⑦ 特定の債権者のみに対する債務の弁済
- ⑧ 会社等の法人の解散・清算手続き
- ⑨ 遺留分権利者と受遺者の仲裁等

契約を終了・解除する主な場合

- ① お客様の財産の減少により、執行費用の確保ができなくなったとき
(死亡後に係る事実が発覚した場合を含む)
- ② 生命保険契約の解約・失効等により、執行費用の確保ができなくなったとき
(死亡後に係る事実が発覚した場合を含む)
- ③ 死亡保険金をご遺族が受領し、執行費用の確保ができなくなったとき
- ④ お客様が受任者に通知せず転居したとき、または転居することを決定したとき
- ⑤ お客様が受任者の住所から概ね2時間程度で到達できる範囲
(対象エリア) 外へ転居することが決定したとき
- ⑥ 受任者の死亡または疾病等により事務を執り行えない状況になったとき
- ⑦ 受任者に対して成年後見人等が選任されたとき
- ⑧ 受任者が満75歳になったとき
- ⑨ お客様に信頼関係を破綻させる重大な過失があったとき
- ⑩ 受任者が破産手続き開始決定を受けたとき

任意後見監督人の選任後に任意後見契約を解除する場合は、正当な理由と家庭裁判所の許可が必要です。上記事由のみで当然に解除できるものではありません。

家墓への納骨と、実施できない場合の備え

家墓の承継・継続管理はお引き受けしません。家墓への納骨は、墓地の使用権者である親族の協力と、寺院・霊園の受入条件等が整う場合に対応します。協力が得られないなど、予定どおり納骨できない場合に備え、別の納骨先や散骨などの代替案も生前に決めておきます。

契約終了時の費用の精算

書類作成等の実施済み業務、支出済み実費、前払い利用料等を区別し、契約に沿って精算します。費用の取扱いは、ご契約前に説明します。

医療行為の代理同意、紛争の代理交渉・訴訟対応、税務申告・不動産登記等を当事務所が直接行うことはできません。必要に応じて、弁護士・税理士・司法書士等と連携します。

ご相談から契約・支援開始まで

01 初回無料相談

今の困りごと、将来の不安、希望する支援を伺います。
サービス内容、費用、対応できる範囲をご説明します。

02 書類作成のご依頼

契約書・遺言書の作成に関する契約を結びます。
書類作成報酬275,000円のうち、着手金100,000円をお支払い。

03 ご事情の確認・見積り・文案作成

家族・財産・収支・住まい・健康状態、ご希望を確認。
必要な調査や見積りを行い、契約書・遺言書の文案を作成します。

04 最終確認・執行費用の準備

文案と見積りを確認し、予備の受任者候補とも打ち合わせます。
将来の執行費用は、ご本人名義の銀行口座に準備します。

05 公正証書の作成・支援開始

書類作成報酬の残額175,000円、公証役場手数料等をお支払い。
公正証書を作成し、契約した安否確認などの支援を始めます。

06 必要な時期に、契約に沿って対応

判断能力が低下した場合は任意後見開始の手続きへ。
ご逝去後は死後事務委任契約・遺言に沿って対応し、費用精算・完了報告へ。

準備期間の目安

公正証書の作成まで、スムーズな場合で1~2か月程度。
お急ぎでも通常1か月程度の準備を見込みます。
入院・転居の予定は、最初にお知らせください。

対応地域

原則として、当事務所から
片道2時間程度で
到達できる範囲です。



行政書士 吉村信一

初回相談無料・事前予約制

吉村行政書士事務所

03-6670-4647

平日9:00~18:00 来所・訪問・オンライン相談
土日祝日は訪問またはオンライン相談に対応



相談予約フォーム

〒114-0034 東京都北区上十条1-4-10 カメリアガーデン205号室
<https://www.gyosyo.jp/> yoshimura@gyosyo.jp

東京都行政書士会北支部所属 登録番号12080672 / 2026年10月24日現在